

国庫補助事務費等に係る調査報告概要について

1 会計検査院検査及び県独自調査の結果

賃金、旅費、需用費において、支出行為の内容としては問題がなかったものの、補助事業の目的との整合性や会計事務手続きに適切さを欠くとされたものは以下のとおりである。

(1) 概 要

①会計検査院検査及び県独自調査の結果の概要は次のとおりである。

ア 補助の対象外とされたもの 56,677 千円

(補助事業の目的との整合性において対象外とされたもの)

イ 不適正な経理処理とされたもの 16,323 千円

(会計事務手続きに適切さを欠くとされたもの。需用費①～④)

計 73,000 千円

②平成 20 年度分は、概ね適正であることが確認された。(補助の対象外 旅費 66 千円)

(2) 内 訳

(単位：千円)

科 目		農林水産部所管	土木部所管	計	
賃 金 (補助の対象外)		0	18,162	18,162	
旅 費 (補助の対象外)		12,189	22,461	34,650	
需用費 (不適正な経理処理及び補助の対象外)		6,775	13,413	20,188	
	① 一括払い	5	0	5	
	② 差替え(契約と異なる物品の納入)	3,487	510	3,997	
	③ 翌年度納入	1,828	9,869	11,697	
	④ 前年度納入	408	216	624	
	⑤ 補助の対象外	1,047	2,818	3,865	
		18,964 (9,212)	54,036 (37,274)	73,000 (46,486)	
計	内 訳	会計検査院検査分	18,442	51,522	69,964
		県独自調査分	522	2,514	3,036

※ () 内の額は、国庫補助金相当額

「賃 金」 ……国庫補助事業を行っていない部署に配置した臨時職員の賃金等を支払ったもの

「旅 費」 ……出張内容が補助事業の目的と整合性を欠いたもの

「需用費」

「一括払い」 ……物品を納入させたうえで、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を求め、購入代金を一括して支払ったもの

「差替え」 ……契約した物品とは異なる物品に差替えて納入させたもの

「翌年度納入」 ……物品が翌年度に納入されていたのに、現年度に納入されたこととして購入代金を支払ったもの

「前年度納入」 ……物品が前年度に納入されていたのに、現年度に納入されたこととして購入代金を支払ったもの

【会計検査院検査及び県独自調査の調査対象】

平成15年度～平成20年度

農林水産省及び国土交通省所管補助事業事務費等（賃金、旅費、需用費）

2 今後の対応

会計検査院検査及び県独自調査の結果を踏まえ、以下のとおりの適正化策を講じ、今後、県民から信頼される適正な予算執行、経理システムの構築に向けて、全力を挙げて取り組んでいく。

- (1) 物品調達制度の見直し（平成21年10月通知、11月実施）
- (2) 指導検査・点検の強化
- (3) 予算執行等の見直し（平成20年度から一部実施）
- (4) 職員の意識改革
- (5) 国への改善要望

《参考》

(年度別)

(単位：千円)

年度 科目	H15	H16	H17	H18	H19	H20	計
賃金	1,645	5,735	2,254	3,378	5,150	0	18,162
旅費	8,436	8,264	5,345	6,780	5,759	66	34,650
需用費	6,900	3,913	1,814	4,564	2,997	0	20,188
計	16,981	17,912	9,413	14,722	13,906	66	73,000

以上